



IASB、「IFRS第17号『保険契約』の修正」を公表

国際会計基準審議会（IASB）は、2020年6月25日、IFRS第17号「保険契約」の内容を一部修正した「保険契約の修正」（以下、IFRS第17号または本基準書）を最終化し公表した。

本基準書は、2019年6月に公表された公開草案「保険契約の修正」について寄せられたコメントを踏まえ、審議を重ねた結果として公表されたものである。



本基準書のポイント

- IFRS第17号の発効日のさらなる延期
- 修正前の基準書から追加・修正された論点

1. IFRS第17号の発効日

修正前のIFRS第17号では強制発効日を2021年1月1日以降に開始する事業年度からとしており、その後、2019年6月に公表された公開草案では、2022年1月1日以降に開始する事業年度から適用することとして、発効日を1年延期することが提案されていた。しかしながら、本基準書では、一部の保険会社での導入対応の遅れや本基準書で追加・修正された事項への対応等にはさらに多くの時間を要することへの懸念、そして、本基準書を世界各国で一貫して適用するためには、発効日をさらにもう1年延期することが適当とされ、2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用するものと修正された。

なお、IFRS第9号「金融商品」をIFRS第17号の適用開始以前に適用する企業に限り、早期適用することが認められる。

II. 新たに追加・修正された論点

本基準書では、主に、以下の事項が追加・修正された（より詳細な解説は、リンク先より過去のウェブ解説記事を参照）。

#	論点	主な修正の内容
1	IFRS第17号の発効日の延期 ウェブ解説 #4	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第17号の発効日を2年遅らせ、2023年1月1日以降に開始する事業年度からとする。 ■ 現行IFRS第4号「保険契約」において、一定の条件を満たす保険会社に認められているIFRS第9号の適用を一時的に免除するオプションの失効日についても、IFRS第17号の発効日にあわせて延期する。
2	IFRS第17号の適用範囲に関する追加的な例外措置 ウェブ解説 #2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の要件を満たす貸付契約について、IFRS第17号またはIFRS第9号のいずれかの基準の選択適用を可能とする。 ■ 特定の要件を満たすクレジットカード契約及び類似の契約について、保険カバー要素を分離し、保険カバー要素に対してはIFRS第17号を適用し、それ以外の要素に対してはIFRS第9号等その他の基準書を適用する。
3	更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フロー ウェブ解説 #1 ウェブ解説 #2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険獲得キャッシュ・フロー（代理店への手数料など）を、関連する更新後の契約にも配分する。 ■ 企業が更新後の契約を認識するまで、これらの保険獲得キャッシュ・フローを資産として認識する。 ■ 企業が更新後の契約を認識するまで、報告期間ごとに当該資産の回収可能性を評価する。なお、移行日以前の当該資産の回収可能性の評価は不要である。 ■ 以下の開示を提供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該資産の報告期間の期首残高から期末残高への調整表 ✓ 当該資産に係る減損金額と減損金額の戻入れ ■ 修正遡及アプローチを適用する場合、移行日以前に消滅した契約に関する保険獲得キャッシュ・フローを除外して、資産計上する保険獲得キャッシュ・フローを測定することを認める。また、測定のための利用可能な情報を有していない場合でも、以下の対応により修正遡及アプローチを適用することが認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移行日に認識された保険契約グループのCSMをゼロとする ✓ 移行日後に更新により認識されると見込まれる保険契約グループへの保険獲得キャッシュ・フローに係る資産をゼロとする ■ 公正価値アプローチを適用する場合、以下の特定の権利を獲得するために負担すると見込まれる金額を、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産として認識しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 移行日前に発行された未認識の保険契約の保険料から保険獲得キャッシュ・フローを回収する権利 ✓ 将来の更新を獲得する権利 ✓ 保険獲得キャッシュ・フローを再び支払うことなく、移行日後に将来の契約を獲得する権利 ■ 企業結合などで取得した保険契約については、別個に保険獲得キャッシュ・フローに係る資産を認識し、取得時点の公正価値で測定する必要がある。
4	一般的な測定モデルにおける保険収益の認識及び境界線内のキャッシュ・フロー ウェブ解説 #3	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的な測定モデルにおける保険収益の認識（CSMの各報告期間への配分）は、保険カバーだけでなく、保険契約が提供する投資リターン・サービス*も含めて考慮する。 <p>(*)投資リターン・サービスとは、保険契約者のための投資リターンを生むことに関連するサービスであり、一般的な測定モデルにおいて、特定の要件（投資要素が含まれるなど）を満たした場合に限り存在する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資リターン・サービスを提供しない保険契約であっても、企業が当該保険契約に係る保険カバーの給付を増大させる投資活動を行う場合、投資活動に係るコストを契約の境界線内のキャッシュ・フローに含めなければならない。 ■ 保険契約の契約条件で定められている保険契約者に対して賦課可能な法人税の支払もしくは還付を履行キャッシュ・フローに含めなければならない。 ■ 以下の開示を提供しなければならない。 ✓ 報告期間の期末に存在するCSMについて、将来の純損益に認識される予想額を定量的に開示する。 ✓ 保険カバー及び投資リターン・サービスが提供する便益の相対的な比重を評価するために採用した判断を開示する。
5	<p>リスク軽減オプションの拡充及び会計上のミスマッチの低減</p> <p>ウェブ解説 #3</p> <p>ウェブ解説 #5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が直接連動有配当契約から生じる金融リスクを軽減するために再保険契約（出再契約）を使用する場合及び純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品を使用する場合にも、リスク軽減オプション*を適用することを可能とする。 <p>(*)企業は保有するデリバティブ等により金融リスクを軽減する場合、当該金融リスクの変動による影響を純損益に反映させ、デリバティブ等の損益とマッチングさせるオプションを選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動有配当契約において保険負債の変動をOCIに分解して表示する会計方針を選択している場合でも、公正価値の変動が純損益に計上される金融商品によりリスク軽減オプションを適用した場合には、対応する保険負債の変動は、OCIに分解して表示する規定は適用されず、純損益に表示される。
6	<p>再保険契約における会計上のミスマッチの低減</p> <p>ウェブ解説 #1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 元受契約が、当初認識時において不利な契約である場合及び契約グループに不利な契約が追加され不利な契約損失を認識する場合、以下の要件を満たす再保険契約について利得を認識する。なお、当該利得は残存カバーに係る資産の「損失回収要素」として設定され、事後測定においても元受契約の損失要素の変動を反映するように調整する。 ✓ 元受契約に係る損失が認識される前または同時に対応する再保険契約が認識される場合 ■ 再保険契約による損失回収額の算定方法は以下の2項目を乗じて算出される。 ✓ 対応する元受契約について認識された損失 ✓ 元受契約に係る保険金のうち、企業が再保険契約から回収すると見込んでいる割合
7	<p>直接連動有配当契約（VFAアプローチ）の適用要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動有配当契約の適用要件を評価する際に、保険契約グループでは無く、個々の契約レベルで保険期間に亘る変動性を評価する。
8	<p>保険契約資産・負債に係る財政状態計算書上の表示の簡便化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約資産及び負債の表示について、保険契約グループでは無く、保険契約ポートフォリオレベルで区分して表示する。
9	<p>期中財務報告における会計上の見積りの変更</p> <p>ウェブ解説 #2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 期中財務諸表で行ったすべての元受保険契約及び再保険契約（出再契約）に対する会計上の見積りの変更について、切放法または洗替法のいずれを適用するかは、企業の会計方針の選択とする。
10	<p>移行措置に関する要求事項の緩和等</p> <p>ウェブ解説 #3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修正遡及アプローチを適用する場合における特定の修正項目として、移行日以前に企業結合などで取得した決済期間中の契約を残存カバーに係る負債では無く、発生保険金に係る負債として区分する。また、公正価値アプローチを適用する場合においては、発生保険金に係る負債として区分することが選択できる。 ■ IFRS第17号の移行日までにリスク軽減の実態を有している場合には、IFRS第17号の移行日から将来に向かってリスク軽減オプションの適用が認められる。 ■ 以下の両要件を満たす場合、直接連動有配当契約のグループに公正価値アプローチを適用することができる。

		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 移行日から将来に向かってリスク軽減オプションを使用することを選択する。 ✓ 移行日以前から、金融リスクを軽減するために、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定される非デリバティブ金融商品または再保険契約を保有してリスク軽減の実態を有している。 ■ 修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチを適用する場合の投資契約が裁量権付有配当契約の定義を満たすか否かの判定について、移行日時点で利用可能な情報を使用することができる。 ■ 修正遡及アプローチを適用する場合において、再保険契約（出再契約）が元受契約の発行以前に出再されたのか否かを識別できない場合、企業は当該出再契約が元受契約よりも後に出再されたものとして、移行日時点で損失回収要素はないものとみなすことができる。 ■ 期中財務諸表における会計上の見積りの取扱いについて、切放法を採用した企業であっても、移行日前の年次財務諸表のみを使用して修正遡及アプローチを適用することができる。
--	--	---

III. 参考情報

IASBのプレス・リリース ([IASBのホームページ](#))

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.